



② 実行後の具体的な チェック方法

融資案件が実行されるまでの間に、営業店あるいは本店審査部門によって様々な角度から検討されます。その結果として融資が実行されるわけですが、融資管理の過程では、融資した資金が取引先の安定成長を援助する効果を発揮したか、利息が支払われるか、これらの過程に無理がなかったか、そして安全に回収されるかどうかなどを確認する必要があります。万一、これらのうち一つでも不可能になった場合には、取引先の経営改善サポートや、最悪の場合は保全の手を打たなければなりません。

融資先においては、貸出金を完済するまでに様々な障害や事故が起こる可能性があります。融資を行った金融機関には、それらの障害や事故を未然に回避する役割があり、無事回収がなされてはじめて融資金がその使命を果たすことになります。し

たがって、融資・渉外担当者には、常に取引先の状況を把握し、経営が健全に行われているかどうか、融資金が機能しているかどうかを期中管理により見定めなければなりません。

融資の期中管理は、融資実行後、その貸出金かどのように動いているのかという過程を可視する（トレースする）作業です。各々の融資金を定期的に見直すということになりますが、これは、後述する自己査定精度をあげる条件でもあります。

この状況把握を、金融機関としてもつとも効率よく行えるものに、決算書（確定申告書）があります。決算書は、一定期間内の取引先の経営内容を総合判断する材料として大変重要な資料です。

主に、次のものをチェックします。

①貸借対照表、損益計算書による事後チェック

二決算期間の資産・負債・資本の変化を勘定科目ごとに差し引きし、異常値はないかチェック

クします。異常値があった場合は変動理由を究明します。特に、資産内容は修正バランスシートを作成してチェックする必要があります。チェック内容は主に、その他流動資産の中の不良資産・資産性のない仮払金、立替金等・返済見込みのない貸付金・未収入金・業況不良関連会社への貸付金や不良在庫・架空在庫・不良投融資・その他不良資産に資産性があるか否かを確認する作業です。このような不良資産があった場合、不良資産を差し引いた資産合計にて真の資本合計を算出して債務者区分を行う必要があります。

②決済口座の移動による事後チェック

J Aにある決済口座は、取引先の経営状態の動きがすべてわかる唯一の手元資料です。売上が順調に上がっているかどうか、収益が蓄積されているかどうか、支払能力に余裕があるかどうか、支払能力に余裕があるかどうかなどを、相手先に書類等を徴求することなく確認できます。経営内容が悪化すれば当然

に残高の縮小が起きます。事後管理の手段として重要であることを押さえておきましょう。

③資金トレースによる事後チェック

例えば、設備資金を実行した場合には、その後、その資金が資金使途の予定どおり使われたか、決済口座、領収書、決算書等で確認します。運転資金の場合も、同様に確認することが不良資産発生予防にもなります。

特に、農業信用基金協会保証付き融資の場合は、この資金トレースを一覧表にし、必ずエビデンスとして残すようにします。

④取引先・貸出金変動時の対応
金融機関の取引は一般的にはほとんどが長期間にわたる継続的取引ですから、貸出金が当初の約束どおり有効に利用され返済されているか、担保、保証等に瑕疵はないか等を適時管理しなければなりません。

取引先の業績悪化等による変動は貸出金の当初条件の変更等により現れます。業績悪化により条件変更された場合は、分類

公認会計士監査に向けて

やさしく理解する 退職給付会計



株式会社 IICパートナーズ
J A 退職給付監査対策室
大森 祥弘



J A 全国監査機構や県中央会へ公認会計士監査に関する情報提供、J A や連合会へ内部統制強化支援を行う。J A 退職給付監査対策室を立ち上げ、年金数理人と連携し J A 専用の退職給付債務計算サービスを提供している。

現在、全国のほとんどの J A や連合会（以下、「J A」という）が、今般導入される公認会計士監査への対応の準備を行っているところですが、退職給付会計まで手が回っている J A はまだ少ないように思われます。

退職給付会計に関しては、これまでの中監査において、指摘を受けることなく、無事に監査を終えてきたということもあり、筆者が J A へ伺って顔を合わせてお話しするまでは危機意識をもっていないという J A がほとんどです。したがって、担当者は苦手意識や不安を抱いてお

り、管理者は実務がよくわからず担当者に任せてしまい、予算策定や決算の時期に苦労しているようです。

この苦手意識や不安は、担当者が内部統制上のリスクを実感していることの表れとも思われますが、公認会計士監査に向けて改善策を検討するべきところ、退職給付会計は理解までのハードルが高く、業務が属人化しやすいため、担当部署だけで改善を行うことは困難です。

民間の上場企業でも、リスクが担当部署や担当役員、監事まで共有されず、退職給付引当金

の誤りを原因として決算修正を行うといったこともあります。

● 本稿の目的

本稿は、退職給付会計の所管部署である総務部や管理部の担当者が、公認会計士監査に向けて退職給付会計の考え方をおさ

らいし、担当部署内で現状を共有できるようにすることを目的としています。

また、これまでに J A から弊社に寄せられた相談の内容をもとに、公認会計士監査に向けてのポイントをまとめていきますので、実務にお役立てください。

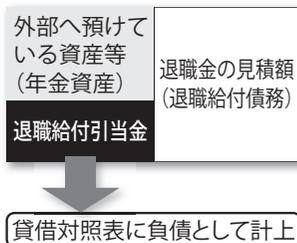
1 退職給付会計の仕組み

退職給付会計は、退職給付引当金を決算書に反映させるための会計の仕組みです。

退職給付引当金は、決算日に

において計算した「職員へ支給する退職金の見積額」から「J A が退職金のために外部へ預けている資産等」を差し引いたもの

【図表1】退職給付引当金



です(図表1参照)。

こうして計算された退職給付引当金は、決算書において、貸借対照表の負債の部に「引当金」として計上されます。ここまではそれほど難しくありませんが、退職給付会計に登場する各項目の細かい仕組みを理解するまでのハードルが高いため、多くの担当者が退職給付会計に苦戦しているようです。

まず、仕組みが複雑な退職給付債務から確認しましょう。

(1) 職員へ支給する退職金の見積額(退職給付債務)

退職給付債務は、決算日において計算される退職金の見積額のことです。見積りは会計のルールに基づいて行われ、①簡便

(注) 原則法で退職給付債務を計算している場合は、年金資産に加え、未認識項目も控除し退職給付引当金を計算する。

法と②原則法という二つの計算方法があります。

① 簡便法の計算方法

簡便法は、退職給与規程が適用される職員(以下、「正職員数」という)の数が概ね三〇〇人未満のJAが採用している計算方法です。簡便法による計算方法は、教科書的に説明するといくつかパターンがありますが、本稿ではほとんどのJAが採用している方法に絞って解説します。

② 退職一時金制度のみを実施している場合

職員が決算日において自己都合で退職した場合に支給される退職金の額(以下、「自己都合要支給額」という)を退職給付債務とします。退職給与規程に基づいて計算した退職金の額が、退職給付債務になります。

③ 退職一時金に加え、確定給付企業年金制度(以下、「DB」という)を導入している場合

④の額を現役職員の退職給付債務とし、年金受給者や繰下者は直近のDBにおける年金受

給者・繰下者の数理債務を退職給付債務とします。

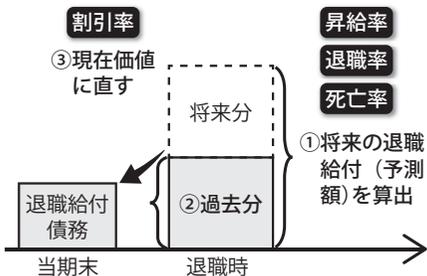
② 原則法の計算方法

原則法は職員の数が概ね三〇〇人以上である場合に用いる計算方法です。

簡便法は、決算日時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法でしたが、原則法は、将来の退職金の額を見込み、決算日までの勤続に応じた分を現在の価値に直した額を退職給付債務とする方法です(図表2)。

原則法による計算は、数理計算を伴う複雑なものであるため、専用の計算ソフトを利用す

【図表2】原則法による退職給付債務の計算イメージ



るか、外部の専門家に委託して計算を行います。多くのJAでは計算ソフトで退職給付債務が計算されていますが、計算をJA内部で行うことには計算を誤るリスクが潜んでいます。次のようなステップごとに計算の流れや背景知識を把握し、退職給付債務の計算体制について自己点検を行うことが望まれます。

原則法の計算 ステップ1

・計算前提の確認

計算ソフトは、導入した時の退職給与規程に基づいて設定されています。ソフトを導入した後に退職給与規程や給与規程を変更した場合は、販売元に確認を行いメンテナンスを行わなければ以前の退職給与規程に基づく計算がされ、計算結果を誤ってしまう可能性があります。計算ソフトに昔の規程が登録されたままでないか確認しましょう。



**【公認会計士監査に向けて】
〈過去勤務費用の計算〉**

退職一時金制度やDBの改訂

重要判例解説ダイジェスト



弁護士
(元大阪高等裁判所判事)
黒田 直行

2018年も、金融界に大きな影響を及ぼす判例が数多く出されました。12月号では、毎年恒例の特別企画として、重要判例をダイジェストで紹介いたします。本誌や判例誌に掲載されたもののうち、JAの業務に深く関わる13の判例解説を、1年間のおさらいとしてご活用ください。

〈掲載項目〉

- 判例** 1. 個人情報漏えいによるプライバシー侵害に基づく損害賠償
- 貸付・担保・保証** 2. 抵当権の被担保債権の破産免責と抵当権の消滅時効の成否
- 3. 不動産に対する商事留置権の成否
- 4. 信用保証協会保証につき協会の求償権の連帯保証が不成立であった場合と協会の免責
- 管理** 5. 財産分離の要件
- 回収** 6. 競売手続開始前・滞納差押後の建物賃借人に対する明渡猶予・引渡命令
- 7. 遅延損害金を債権差押申立日までの確定金額とした債権差押命令による取立金の充当
- 倒産** 8. 破産手続開始後の物上保証人の弁済と実体法上の残債権額を超過する額の配当
- 9. 差引計算合意に基づく破産債権と保証人の預金との相殺の効力
- 10. 被差押債権の支払いと破産否認
- 11. 小規模個人再生における虚偽債権の届出と再生計画の不認可事由
- 12. 民事再生手続における無償行為否認の要件
- その他** 13. 暴力団排除条項適用による保険契約の解除

【事案】

① (取引一般) 個人情報漏えいによるプライバシー侵害に基づく損害賠償(最判平成二九・一〇・二三判例時報二三五七頁。本誌五七〇号五四頁参照)

② Y社の業務委託先の従業員は、Y社のデータベースからY社は、通信教育等を業とする会社であるが、Xの子A(一〇歳に満たない未成年者)の氏名、郵便番号、住所、電話番号、保護者Xの名(以下、「本件個人情報」という)を管理していた。

本件個人情報を不正に持ち出し、名簿業者に売却した(以下、「本件漏えい」という)。

〈争点〉
Xは、Y社に対して、「本件漏えいは不法行為に当たる」として、慰謝料を請求することができるか。

▶▶▶ 判決要旨

本件個人情報、Xのプライバシーに係る情報として、法的保護の対象となる。Xは、本件漏えいによって、そのプライバシーを侵害されたものといえる。Xの請求につき、不快感等を超える損害の発生について主張・立証がないことから、Xの請求を棄却した原審の判断は、不法行為における損害に関する法令の解釈を誤ったものである。

▶▶▶ 解説

プライバシーは、①私生活をみだりに公開されない権利、ないし②自己に関する情報を自ら

管理する権利であり、プライバシーの侵害は、権利の侵害として不法行為になり得ることは、通説・判例（最判平成一五・九・一二民集五七巻八号九七三頁）である。

個人情報保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といふ）は、農協等の個人情報取扱事業者の「個人情報の安全管理義務」について、①取り扱う個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならぬ旨（個人情報保護法二〇条）、②個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない旨（同法二二条）規定している。

本件について、原判決は、本件漏えいによってXが不快感、不安感を抱くことがあっても、それ以上にXが迷惑を受けたと

か財産的損害を被ったことなどについて主張・立証はないことを理由に、Xの請求を棄却すべきであるとした。

この判断は、総理大臣が靖国神社に参拝したことにより宗教上感情が害されたとして、一般市民が国に対して慰謝料の請求をした事件について、宗教上の感情が害され「不快の念」を抱いたとしても、これを被侵害利益として損害賠償を求めることができないとした判例（最判平成一八・六・二三判例時報一九四〇号一二二頁）の見解を本件に適用したものである。

本件判決は、判決要旨のとおり述べ、本件漏えいについてXの過失の有無、Xの精神的損害の有無・程度について、さらに審理を尽くさせるために、本件を原審に差し戻した。本件判決は、個人情報の漏えいをプライバシーの侵害という不法行為法上の「権利の侵害」であること

……（貸付・担保・保証）……

2 抵当権の被担保債権の破産免責と抵当権の消滅時効の成否（最判平成三〇・二・二三民集七二巻一第一頁。本誌五七四号五二頁参照）

【事案】

① Xは、Yに対する本件貸付債務を担保するために所有不動産に本件根抵当権を設定し、その仮登記をした。

② その後、Xは、破産手続開始決定および免責許可決定を受けた。

③ その後、Xは、Yに対して、「本件貸金債権について消滅時効が完成したから、本件根抵当権は消滅した」と主張し、本件根抵当権仮登記の抹消手続を求めた。

〈争点〉

金銭債務担保のため抵当権を設定した債務者が破産法上の免責決定を受けた場合、抵当権が消滅時効にかかること

はないか。

▶▶▶ 判決要旨 ▶▶▶

抵当権の被担保債権が破産法上の免責許可決定の効力を受けた場合には、民法三九六条は適用されず、債務者および抵当権設定者に対する関係においても、当該抵当権自体が同法一六七条二項所定の二〇年の消滅時効にかかる。

解説

破産者に対する破産免責許可決定が確定すると、破産者は、「破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる（破産法二五三条一項）。この「責任を免れる」というのは、債務そのものは消滅しないが、訴えをもって履行を請求し強制的実現を図ることができなくなることである、と解する自然債務説が通説・判例である。そうすると、破産免責を受けた債権については、「権利を行使することができる時」を起算点と